

店舗賃貸借契約書

所在地 南豆振市向田三二四番地

店舗物件の表 店舗 1 外六畳 金所

此賃借料をヶ月 金 貳萬 千 円也 木洗 鳳 彦 付

敷金 金 五 萬 円也

貸主 [redacted] を申し借主 [redacted] をとす。甲は右記所住の

店舗を昭和五十九年六月廿八日より乙に前記賃借料を以て賃貸したるにつき左記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

第一条 甲は左記条項により店舗を乙に賃貸し、それを借居及び取組せしめんとす。乙はこれを賃借し借居を営

営むことを約した。

第二条 賃借の期間は昭和五十九年六月廿八日より昭和五十九年六月廿九日迄同う参ヶ年間とする。但し期間満了の場合には甲乙合議の上更新することも出来る。

第三条 乙は賃借料を毎月末日迄に甲方に納付し支払うこと。万一この納付の支払を怠りし月以後のこととせば、甲は直ちに店舗の取組しを中断することを得る。

第四条 ガス、水道、電気、その他諸費は賃料と別に支払うものとする。但し店舗に因する租税公課等は甲の負担とする。公租公課、物価の騰貴等により賃料の増減を生じた時は甲乙合議の上決定するものとする。

第五条 店舗は現状のまま使用するものとし、甲の承諾なくして乙は賃借権の譲渡、質貸は絶対にしてはならない。尚且つ又は建物の構造上の危険を生じた場合は直ちに甲の許可を得て行い、明滅しの際は直ちに火災保険に加入し、火災保険料は甲の負担とする。

第六条 乙は故意及び過失を問わず店舗内に損害を与えた時はその状況に依り損害賠償をしなければならない。又乙が他の事故のため強制執行や破産宣告を受けても乙に対して賠償申立金銭的賠償を請求することなく即時契約を解除するものとする。

第七条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は、三十日前に互に通告し、期間満了と同時に乙は完全に甲に借

借を明け渡すこと。但し此の際借主は期間に依り納付したに返還すること。

第八条 この第六条の賠償金額を支払わず又借主の支払を怠つた時は、甲は敷金をもつてこの弁済に充てることとが出来る。

第九条 甲は明滅し終了のとき敷金を乙に返付する。前条の規定により弁済に充てた利益があることも同じである。

第十条 本件に因し紛争を生じた場合は又本契約に別段の事項については、甲乙双方共民法の準則並に一般の商慣習に準じ成るべく速裁的に解決するものとする。

第十一条 手数料は契約手付金と同時に支払うこと。

第十二条

特約事項 犬猫の飼育はしないこと、近隣に迷惑のかまらざる行為をしないこと。

前記各条項承諾の上確実に履行することを誓約し、各自署名捺印して店舗賃貸借契約証書とする

後日の為には本証書を参通作成し甲乙双方迄通達所有するものとする。

昭和五十九年六月廿八日

貸主 住 氏 所

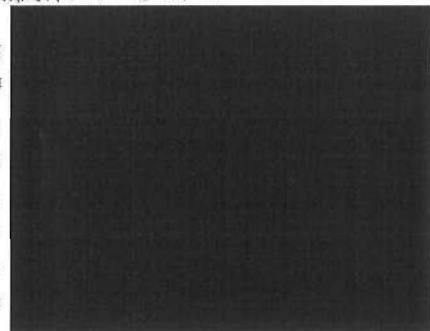
借主 住 氏 所

仲介人 住 氏 所

取引主任意 氏 所

登記番号

氏 所



9

1000

現金 51,000

7月31日まで3年

1
